

加 税 収 第 3 0 2 号

平成29年12月26日

公益社団法人 行田法人会  
会 長 鈴木 秀 憲 様  
加須支部長 鳥 海 靖 久 様

加須市長 大 橋 良



平成30年度税制改正に関する提言について（回答）

日頃より、市政について御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、貴会より提出いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

問合せ先

税務課市民税担当 飯塚

電話 0480-62-1111 内線 127

## 平成30年度税制改正に関する提言（重点項目・加須市用）に対する回答

### 1. 地方のあり方

#### 【提言内容】

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

なお、地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

#### 【回答】

本市では、これまで、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の目線に立った行政サービスを提供していくため、経費の削減に取り組み、市役所のスリム化とともに行政サービスの維持・向上に努めてまいりました。

しかしながら、生産年齢人口の減少による税収の減、長寿化に伴う社会保障の増大、老朽化する公共施設の維持管理など市を取り巻く環境は、対策を講じなければ大変厳しい状況になることが予想されます。

これらの市を取り巻く環境を見据え、今後も安定した財源を確保するため、市の交通アクセスの優位性を生かした企業誘致等による雇用の創出、さらには市税などの収納率の向上や新たな財源の確保に努め、行政サービスのさらなる充実を図ってまいります。

また、新たな行政課題や市民ニーズに対応するためにも、「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の3つを財政運営の基本姿勢として、今後も引き続き、安定した行政サービスを維持できる財政運営に努めるとともに、効率的な行政運営を一層推進してまいります。

【財政課・政策調整課】

## 2. 行政改革の徹底

### 【提言内容】

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げは不可欠である。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

### 【回 答】

#### 〈職員〉

合併後の加須市は、11万人を超える市民と、133平方キロメートルの市域を擁する大きな市となり、地方分権時代を迎えている中、これまで以上に自らの責任と判断で、主体的に行政運営を進めていくことが求められています。特に、複雑多様化する市民ニーズに対応し、更には、加須市定員適正化計画に基づく職員数の適正化の実現のために、職員個々の能力を向上させ、それらを有効に活用し、全体としての「市役所力」を高めていくことが必要だと考えております。

このようなことから、平成23年10月に加須市職員能力開発基本方針を定め、職員の意識改革と能力の向上を推進しており、能力を引き出す人事管理として、昇任試験制度や人事評価制度等を実施しております。能力を重視した賃金体系の導入が直接人件費の抑制につながるとは考えておりませんが、今後とも職員の能力開発に取り組んでまいります。

官民給与の比較は、民間、公務員の実態調査を基に行われ、単純に平均値を比較するのではなく、仕事の種類、職員数、責任の度合い、年齢、学歴、勤務地域といった主な給与決定条件を同じくするグループごとに比較し、国家公務員の人員構成を基準としてラスパイレス算式で全体の官民較差が算出されています。

民間準拠原則を採用する理由について、人事院は「国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる」と説明しております。

また、都道府県や政令指定都市等においては、人事委員会の権限に基づき、県内民間事業所の従業員と県職員の給与等について毎年調査（職種別民間給与実態調査、職員給与実態調査）を行い、比較の上、均衡させることを基本に、給与改定等の勧告を行い、人事委員会が事前に首長に行う独自の給与勧告が給与改定を主導しております。

加須市における一般職職員の給与は、国の人事院勧告ではなくこの埼玉県の人  
事委員会勧告を改定の基礎としており、県内民間事業所の従業員の状況を踏まえ、議  
会の議決を経て改定されるものです。

なお、平成29年度の国の人事院勧告及び埼玉県の人事委員会勧告において給料  
表や諸手当を見直す勧告がされており、市もこれらを踏まえて改定いたしました。

加須市では、人件費の抑制への取組の一環として、平成23年3月に加須市定員  
適正化計画を策定し、定員の適正化に取り組んでおり、平成22年4月1日現在の  
職員数797人を基準として、10年後の平成32年4月1日現在の職員数を687人  
(▲110人(▲13.8%))とすることを目標としています。

平成29年4月1日現在の職員数は729人であり、これまでに職員数68人を削  
減しています。

今後も引き続き、市民サービスの維持・向上を第一に考え、職員の年齢構成の平  
準化や民間委託の推進などを考慮しながら、定員の適正化及び人件費の削減に努め  
てまいります。

なお、加須市における人件費の考え方は、正職員の給与だけではなく嘱託職員の  
給与及び臨時職員の賃金も含めた額を総人件費として捉え、その総人件費の抑制に  
努めており、減少傾向となっております。

【業務改善課、職員課】

#### 〈議員〉

議員定数におきましては、厳しい財政状況の下、市民の声や人口規模、面積に対  
する近隣自治体との比較検討等を踏まえ、平成26年第3回定例会において、議員  
定数32人から4人削減し、28人とする「加須市議会議員定数条例の一部を改正  
する条例」を議員発議で上程し、可決・成立いたしました。これに伴い、平成27  
年4月19日告示の統一地方選挙から適用し、現在28名の議員で議会を運営して  
おります。

また、議員報酬月額37万8千円については、平成8年4月1日から約22年  
間据え置かれており、埼玉県内40市中24番めの金額となっております(県内平均  
月額報酬は、41万3,775円)。

現在、加須市議会では、平成28年11月30日に議会改革特別委員会が設置さ  
れ、市民との連携・協働を推進し、議会改革を重ねながら全力で市民の信託に応え  
るべく、市議会の最高規範となる「加須市議会基本条例」の制定(平成30年第2  
回定例会での制定)に向け、取り組んでいるところです。

今後におきましては、個別の協議案件事項として、折を見て改めて議員定数の削減  
や議員報酬及び費用弁償の見直し等、そのあり方について、協議・検討を進めてま  
いります。

【議事課】

### 3. 地方税関係

(1)

#### 【提言内容】

固定資産税は、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法を見直す。
- ③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### 【回答】

商業地等の宅地の評価方法及び居住用家屋の評価方法につきましては、地方税法第 388 条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、実施しております。

そして、その評価額をもとに算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第 350 条に規定された標準税率（1.4%）をもとに条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第 702 条の 4 に規定された制限税率（0.3%）をもとに条例で定めた税率（0.2%）を乗じて税額を算定し、地方税法第 364 条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書を各納税者に送付しております。

したがって、評価方法の見直しにつきましては、法律及び評価基準等の改正が必要となります。

償却資産における少額資産の範囲につきましては、地方税法の規定により（地方税法第 341 条第 4 項、地方税法施行令第 49 条）により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの及び法人税法第 64 条の 2 第 1 項・取得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみとされております。

したがって、償却資産の少額資産の範囲の見直しにつきましても、法律等の改正が必要となります。

土地の評価につきましては、国土交通省の「地価公示」、総務省の「固定資産税路線価」、国税庁の「相続税路線価」とそれぞれが評価を行っているところであります。

それぞれが目的に応じて土地の評価を行っている状況にあります。固定資産税路線価につきましては、地方税法第 388 条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、路線価の評価を実施しております。

固定資産税路線価は、地価公示の 7 割相当、相続税路線価は、地価公示の 8 割相当を目安として評価されているものです。

したがって、評価体制の一元化につきましては、国の評価を一元化するなどの方針が示されること等が必要となります。

つきましては、今後とも固定資産税に関わる国の動向を注視してまいりたいと存じます。

【税務課】